平成２６年（フ）第３１６号
横浜市緑区中山町756番地　ハイツ756―104号
債務者　長谷川久美子
1　決定年月日時　平成26年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第５１１号
新潟市北区柳原４丁目２番６号
破産者　仲村　智美
1　決定年月日　平成26年３月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５１６号
新潟市西区平島２丁目10番地15、前住所新潟市西区青山３丁目９番23号
破産者　風間　修衛
1　決定年月日　平成26年３月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１２９号
岡山県真庭市蒜山下徳山289番地３、住民票上の住所岡山県真庭市蒜山西茅部1268番地
破産者　小芦　　敦
1　決定年月日　平成26年３月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

破産手続終結

平成２５年（フ）第２５３号
千葉県船橋市栄町２丁目７番22号
破産者　株式会社三幸土木
1　決定年月日　平成26年３月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４６４１号
埼玉県さいたま市桜区大久保648―10　第２関根ハイツ201
破産者　株式会社新成
1　決定年月日　平成26年３月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５５００号
埼玉県さいたま市南区文蔵２丁目８―11
破産者　鈴木　宣和
1　決定年月日　平成26年３月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５９２５号
埼玉県さいたま市中央区八王子３丁目31―11―203、開始決定時の住所埼玉県さいたま市中央区新中里１丁目８―８―203
破産者　加藤　和春
1　決定年月日　平成26年３月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５９２６号
埼玉県さいたま市中央区八王子３丁目31―11―203、開始決定時の住所埼玉県さいたま市中央区新中里１丁目８―８―203
破産者　加藤　百子
1　決定年月日　平成26年３月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５９４３号
神奈川県横浜市神奈川区羽沢町903番地
破産者　有限会社米澤機設
1　決定年月日　平成26年３月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５９４４号
神奈川県横浜市鶴見区梶山２丁目39―16―101
破産者　米澤　正美
1　決定年月日　平成26年３月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６０３５号
千葉県佐倉市宮ノ台１丁目６―12
破産者　和田　卓也
1　決定年月日　平成26年３月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７６４２号
東京都江戸川区清新町２丁目３―４―105、開始決定時の住所東京都江東区東陽２丁目３―３―1115
破産者　林　　紀年
1　決定年月日　平成26年３月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８１０９号
神奈川県横浜市西区桜木町４丁目18番地
破産者　株式会社日本アムテック
1　決定年月日　平成26年３月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８１１４号
東京都杉並区成田西１丁目28―11―206
破産者　若原　正明
1　決定年月日　平成26年３月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８３０１号
東京都北区浮間２丁目５―24　第２貴美荘101号
破産者　宮田　幸男
1　決定年月日　平成26年３月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８３７７号
東京都渋谷区神宮前３丁目20番10号　すきがらビル402
破産者　有限会社ＦＩＦＴＥＥＮ
1　決定年月日　平成26年３月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８４０８号
東京都三鷹市北野１丁目２番27号
破産者　井村摩喜男
1　決定年月日　平成26年３月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部